

総 括 調 査 票

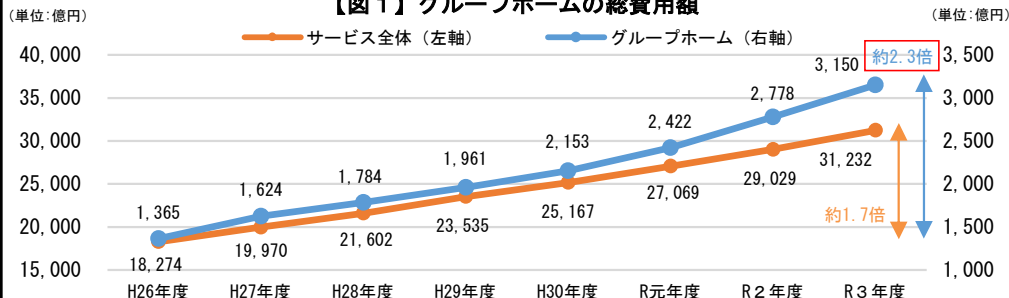
調査事案名	(15) 障害福祉サービス（共同生活援助）			調査対象 予算額	令和4年度：1,385,866百万円の内数 (参考 令和5年度：1,472,806百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害者自立支援給付費負担金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

共同生活援助（以下「グループホーム」という。）の総費用額は、障害福祉サービス全体の費用の伸びを上回って増加している。その収支差率は、全サービス平均より高く、近年は営利法人が多数参入している。社会保障審議会障害者部会報告書においては、「グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業所の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。」と指摘されている。障害福祉サービスの報酬は事業者を支払われるが、必ずしも提供するサービスのコストや内容を適切に反映したものになっていないおそれがある。【図1～3】

【図1】グループホームの総費用額



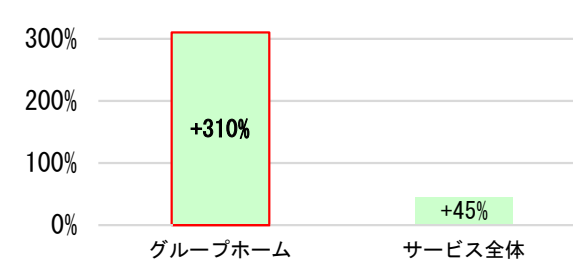
【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図2】グループホームの収支差率

サービスの種類	令和3年度決算
介護サービス包括型	5.8%
うち営利法人	15.6%
日中サービス支援型	6.9%
外部サービス利用型	8.1%
全サービス平均	5.1%

【参照】令和4年障害福祉サービス等経営概況調査

【図3】営利法人の事業所数伸び率（直近5年）



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

(1) グループホームは、主に夜間において、住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を、居住する障害者の特性に応じて支援するサービスとされているが、具体的な支援内容についての明確な基準がない。

(2) 基本報酬が支援内容に応じた報酬体系となっておらず、サービス提供時間数に基づく報酬体系となっているが、そのサービス提供時間数が、事業所が就業規則で任意に設定可能な「常勤勤務者が一週間に勤務すべき時間数」（以下「週所定労働時間」という。）に基づき算出される。【表1、2】

【表1】グループホームの報酬（例：介護サービス包括型）

算定要件	障害支援区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
世話人（4：1以上）	667単位/日	552単位/日	471単位/日	381単位/日	292単位/日	243単位/日
世話人（5：1以上）	616単位/日	500単位/日	421単位/日	331単位/日	243単位/日	198単位/日
世話人（6：1以上）	583単位/日	467単位/日	387単位/日	298単位/日	209単位/日	170単位/日

【表2】サービス提供時間数の考え方

サービス提供時間数＝週所定労働時間（※）×（利用者数÷算定要件）
 ※事業所が就業規則で任意で設定可能。32時間未満の場合は32時間として扱われる。
 (例) 利用者数12人、算定要件 世話人（6：1以上）
 サービス提供時間数 = 40時間 × (利用者数12人÷6) = 80時間

(3) グループホーム内での介護業務について、例外的に、個人が居宅介護等 サービスを利用できる特例措置を認めている。この場合、グループホームの職員に代わり、居宅介護等サービス職員により支援が行われることとなるため、グループホームの報酬を減額しているが、利用時間に応じて減額する報酬体系となっていない。【表3】

【表3】特例措置利用時のグループホームの報酬（例：介護サービス包括型）

算定要件	障害支援区分6	区分5	区分4
世話人（4：1）以上	▲223単位/日	▲154単位/日	▲107単位/日

※ 調査対象事業所のうち約1割程度が特例措置を利用（特例措置適用がない外部サービス利用型を除く）

← 居宅介護サービス等の利用時間数に応じず、グループホームの報酬の減額幅が一定

総 括 調 査 票

調査事業名 (15) 障害福祉サービス（共同生活援助）

②調査の視点

1. グループホームにおける家事提供の内容

○グループホームにおける支援内容の具体的な基準がなく、どのような支援を行うかは、事業所の裁量に委ねられている。

今回の調査では、指定基準で努力義務とされている家事提供に着目し、事業所において支援内容に差異が生じているか検証を行った。

③調査結果及びその分析

1. グループホームにおける家事提供の内容

(1) 家事提供の内容

グループホームにおける家事提供については、指定基準により、「調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業員が共同で行うよう努めなければならない」と規定されているが、具体的な支援内容やその頻度の基準はない。

(2) 事業所による家事提供の実態

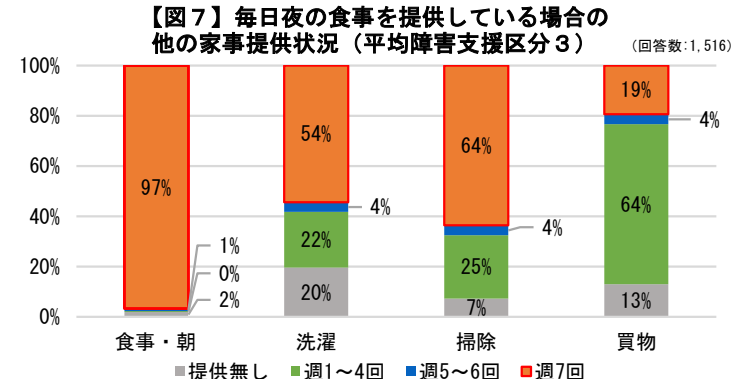
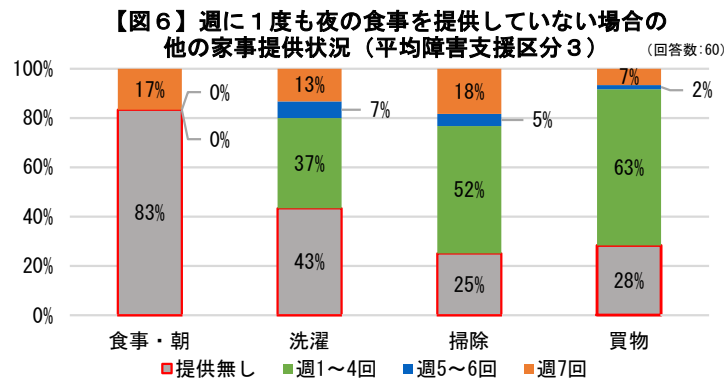
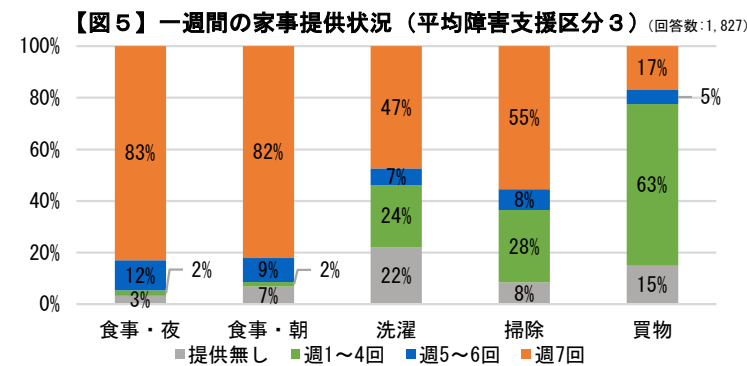
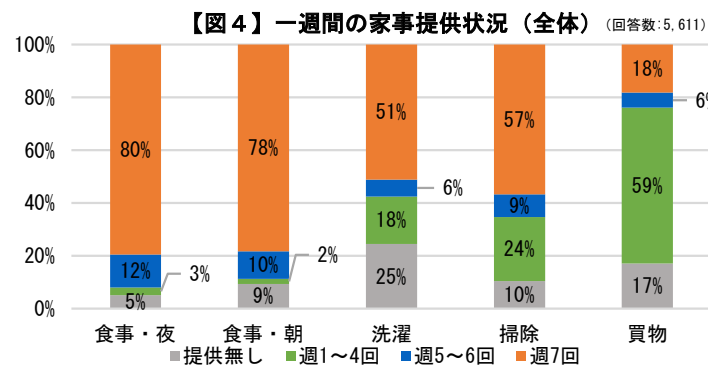
- ・食事（夜・朝）・洗濯・掃除・買物の家事の提供状況について、事業所によって大きなバラツキがあり、支援の質に違いが見られる。【図4】この傾向は、平均障害支援区分が同一の事業所で比較しても変わらない。【図5】
- ・週に一度も夜の食事を提供していない事業所は、他の家事も一切提供していない割合が高い。一方で、毎日夜の食事を提供している事業所は、洗濯・掃除・買物も毎日提供している割合が高い。このように、事業所によって、支援の内容や質に大きな偏りが生じている。【図6、7】
- ・現行の報酬体系は、支援内容にかかわらず同額の報酬であるため、こうした支援の質の差が適切に評価されていない。このため、支援の質が低い方が利益を得やすい構造となっている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. グループホームにおける家事提供の内容

事業所によって支援内容や質にバラツキが大きいことに鑑み、グループホームにおける障害者の方の特性に応じた具体的な支援の在り方や基準を示すべき。

また、障害者の方の特性に応じた支援内容や支援の質を踏まえて、報酬体系を見直すべき。



総括調査票

調査事案名 (15) 障害福祉サービス（共同生活援助）

②調査の視点

2. グループホームにおけるサービス提供時間

○報酬を得るために必要なサービス提供時間数は、各事業所が就業規則で任意に定める週所定労働時間に基づき算出されるため、週所定労働時間に差異が生じているか検証を行った。

○特例措置による居宅介護等サービスの利用について、利用時間に差異が生じているか検証を行った。

【調査対象年度】
令和4年度

【調査対象先数】
グループホーム
: 12,475先
回答数 : 5,611先
回答率 : 45%

③調査結果及びその分析

2. グループホームにおけるサービス提供時間

(1) 世話人のサービス提供時間

グループホームにおけるサービス提供時間数は、事業所が定める週所定労働時間に基づき算出されるため、週32時間の事業所（週32時間以下の場合には32時間として扱われる）は、週40時間の事業所と比較して8割のサービス提供時間で算定要件を満たすことが可能となっている。【表3】

(2) 週所定労働時間の実態

就業規則で定める週所定労働時間にバラツキが認められた。このため、週所定労働時間を32時間などと短く定めている事業所は、少ないサービス提供時間で同額又は高額報酬を得ている可能性がある。【図8】

【表3】世話人のサービス提供時間数が異なる例（利用者が12人の場合）

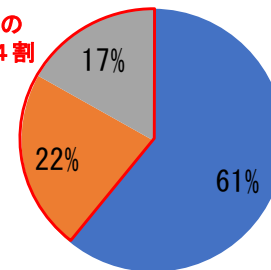
週所定労働時間	6 : 1以上	5 : 1以上
40時間	40時間 × (12 ÷ 6) = 80時間	40時間 × (12 ÷ 5) = 96時間
32時間	32時間 × (12 ÷ 6) = 64時間	32時間 × (12 ÷ 5) = 77時間

8割の提供時間で算定要件を満たす

80時間サービス提供すれば上の区分の報酬が得られる

【図8】週所定労働時間【世話人】

40時間未満の事業所が約4割



(回答数: 5,611)

※32時間未満は32時間として分類

■40時間 ■33~39時間 ■32時間

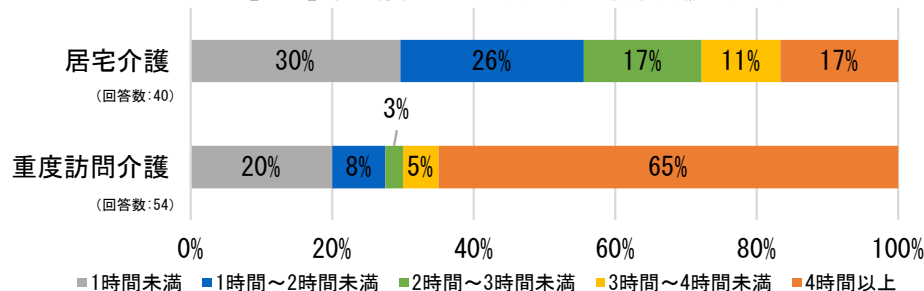
(3) 特例措置の内容

グループホームの介護業務について、例外的に、個人が訪問サービスである居宅介護又は重度訪問介護を利用する特例措置が認められている（外部サービス利用型を除く）が、特例措置の利用時間に応じてグループホームの報酬を減額する報酬体系となっていない。

(4) 特例措置の実態

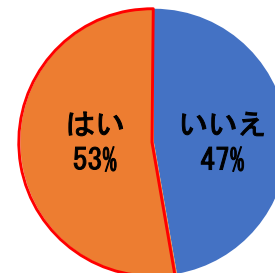
平均障害支援区分が同一の事業所で見ても特例措置の利用時間にバラツキが認められた。このため、特例措置の利用時間が長いグループホームほど、職員の負担が軽減されてながらも同額又は高額報酬を得ている可能性がある。また、半数超はグループホームと同一法人が居宅介護等サービスを提供し、二重に報酬を得ている。【図9、10】

【図9】特例措置の利用時間（平均障害支援区分6）



【図10】特例措置上の支援を行う事業所はグループホームと同一法人か

(回答数: 326)



④今後の改善点・検討の方向性

2. グループホームにおけるサービス提供時間

各事業所が任意に定める週所定労働時間によって、報酬を得るために必要なサービス提供時間が左右される実態に鑑み、サービス提供時間の実態やそのコストを適切に反映する報酬体系に見直すべき。

特例措置利用時のグループホームの報酬が、特例措置の利用時間に応じた報酬体系となっていないことから、特例措置の利用時間の実態を適切に反映する報酬体系に見直すべき。また、同一の法人が二重に報酬を得ている例があることも踏まえ、特例措置の在り方についても検討すべき。